

第15回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年8月11日(火) 自 午後3時00分
至 午後5時30分

第2 場 所 法務省第1会議室(20階)

議 事

伊藤座長 御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、第15回外国弁護士制度研究会を開催する運びになりました。これまで1年余りにわたりまして、外国法事務弁護士事務所等の法人化及びこれに関連する事項を検討対象といたしまして、具体的には二つの法人制度の在り方についての議論を深めてまいりました。今後の研究会におきましては、最終報告に向けての意見の集約を図っていくこととなりますけれども、その前の段階として、既に御案内のとおりですが、これまでの議論を踏まえまして中間的な取りまとめを行いまして、これをパブリックコメントに付して広く各界からの意見を伺うこととなります。

そこで本日、幹事と打ち合わせて作成いたしました、お手元に配布しております資料25「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ(案)—」につきまして御協議をいただくこととなります。本日の研究会が中間取りまとめ前の研究会としては最後の議論になるわけですので、各委員におかれましては審議の御協力方、よろしくお願いいたします。

なお、議論に資するために、初めに幹事から資料25の「第1. はじめに」及び「第2. A法人制度について」紹介をお願いし、当該部分について議論をお願いした上で、次に「第3. B法人制度について」の議論に移る、こういう方法で進行していきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(各委員了承)

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進行いたします。

そこで、「第1. はじめに」及び「第2. A法人制度について」の説明を渡邊幹事からお願いしますが、内容に入る前に、特に委員の方から御発言があれば承りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、内容に入らせていただきますので、渡邊幹事、よろしくお願いいたします。

渡邊幹事 資料25を御覧ください。

「本文」には、研究会での検討の結果である具体的提案を記載しております。そして、その本文記載の具体的提案の理解に資するため、必要に応じて、「(注)」として、提案の理由、研究会での議論の状況等を記載しております。

それでは、順に御説明します。

1頁目の第1を御覧ください。「第1. はじめに」とございます。まず、第1パラグラフですが、これは外国弁護士制度研究会の目的を記載したものでございます。

次の第2パラグラフでございますが、この研究会における検討事項、具体的にはA法人制度及びB法人制度の在り方について検討してきたことを記載しております。

次に、「第2. A法人制度について」でございます。

まず柱書の部分ですが、研究会における検討のフレームワークを記載しております。

A法人制度については、これを設ける必要性があるということで意見の一致を見たところですが、A法人制度には、大きく二つの問題点があるということでございました。

まず一つ目は、法律事務を取扱業務とする法人制度である点で、弁護士法第72条の特例として位置付けられるものでございます。同じく法律事務を取扱業務とする法人制度である

弁護士法人においては、同条の趣旨を踏まえて法人業務の適正な遂行を確保するための種々の規制が設けられてございます。そういったことから、A法人制度についても、こうした弁護士法人に係る規制の趣旨を踏まえつつ規制の在り方を検討しなければならないということでもございました。

また、A法人制度は、外国法事務弁護士のみが社員となる法人でございますけれども、その外国法事務弁護士は、弁護士とは異なって、取り扱うことのできる法律事務の範囲が限定された資格者であるため、依頼者を保護する観点から種々の規制が設けられてございます。このような外国法事務弁護士が社員となるA法人制度につきましても、こうした個人の外国法事務弁護士に係る規制の趣旨を踏まえつつ、規制の在り方を検討しなければならないということでもございました。

このような二つの視点から、A法人制度の具体的な在り方について御検討いただきました。その検討の結果として、研究会としては、これから申し上げる「1.」から「7.」までの具体的な措置が講ぜられた法人制度としてA法人制度を導入すべきである、という結論に至りました。

まず、「1.」ですが、A法人の業務範囲について提案するものでございます。具体的提案としては三つございました。

まず、一つ目は、A法人は、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者、例えば、当該外国に所在する当該外国法に係る外国弁護士など、外弁法第5条の2第1項各号に掲げられた者のことですが、こういった有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする、ということでもございました。

次に、二つ目は、A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば国内の裁判所における訴訟代理等、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士のみが社員となるA法人に取り扱わせることが相当でないと認められる法律事務については、これを取り扱うことができないものとする、ということでもございました。

さらに、三つ目は、A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば親族関係に関する法律事件でその当事者として日本国民が含まれるものについての代理等、外国法事務弁護士である社員のみによって遂行させることが相当でないと認められる法律事務については、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものとする、ということでもございました。

次に、「2.」ですが、A法人の業務執行権限等について提案するものでございます。

A法人の個々具体的な業務について、だれが法人の意思決定、内部的な執行行為、法人の代表行為をするものとするか、について御検討いただきました。

研究会の結論としましては、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱いについて、A法人の機関として、A法人の意思を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとする、ということでもございました。

これに加えまして、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、A法人の機関として、当該外国法に係る有資格者の書面

による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができるものとする、ということをございました。

「また」以下は、A法人の業務執行権限等についての検討過程において、一部の委員から御指摘があった部分でございます。弁護士法人においては、指定社員制度というものが設けられております。A法人についても、この指定社員制度が導入された趣旨が妥当することから、指定社員制度を導入することを提案するものです。具体的には、弁護士法人の場合と同様に、A法人は特定の事件について業務を担当する社員を指定できるものとした上、当該指定を受けた事件については、当該指定を受けた社員のみがA法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする、このような提案をするものでございます。

次に「3.」ですが、A法人の債権者に対する社員の責任について提案するものでございます。

これは、A法人の業務執行権限等に関連する論点として事務局から考え方を提示させていただきましたが、特に異論のなかったところでございます。

A法人の債権者に対する社員の責任については、弁護士法人の場合と同様に、A法人の財産をもってその債務を完済することができないときなどは、各社員はA法人の債権者に対して直接かつ無限の連帯責任を負うものとする、このような提案をするものでございます。

「なお」以下は、「3.」の指定社員制度と関連するものでございます。弁護士法人の場合には、特定の事件について業務を担当する社員を指定し、依頼者に対しその旨を書面で通知した場合には、その指定がされた事件に関して依頼者に対して負担することとなった弁護士法人の債務については、その指定を受けた社員のみが当該依頼者に対し直接かつ無限の連帯責任を負う例外的措置が講じられております。当該措置の趣旨はA法人にも妥当することから、A法人においても同様の例外的措置を講ずるものとする、このような提案をするものでございます。

「4.」ですが、A法人の事務所に対する規制について提案するものでございます。具体的提案としては三つございました。

まず一つ目ですが、A法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした上、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所に所在する地域の弁護士会の会員である社員である外国法事務弁護士の常駐を義務付けるものとする、ということをございました。

次に、二つ目ですが、その常駐義務の関係でございます。弁護士法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられております。A法人の場合はそのような例外的措置を講ずる必要性がないということで意見の一致を見ましたので、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする、という提案をするものでございます。

この関係では、（注7）を御覧ください。12頁でございます。

まず「1.」ですが、弁護士法人においては、公益的活動の一環として、いわゆる弁護士過疎地域に社員が常駐しない従たる事務所を設ける必要性が特に認められることから、当該事務所の所在する地域の弁護士会の許可により社員の常駐義務を解除する例外的措置が講ぜられております。いわゆる弁護士過疎地域における法律事務の需要のほとんどが日本法に関

する法律事務であると考えられるため、外国法に関する法律事務のみを取扱業務とするA法人についてまで、社員の常駐しない従たる事務所を設ける必要性が認められないし、また、現時点においては、他に例外的措置を講じるべき合理的理由が見当たらないことから、原則どおり、従たる事務所における業務の適正な遂行を確保する要請を維持するという一方で、このような例外的措置は講じないものとする事で意見の一致を見ました。

この研究会における議論を振り返りますと、A法人の従たる事務所について社員の非常駐許可制度を設けることの是非については、例外的措置を講じないものとする考え方を採用するのだけでも、一方で、外国法事務弁護士事務所が東京に一極集中している現状や、地方における外国法に関する法律事務に対する需要の動向等を十分に見極めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきであるとする事で意見の一致を見たところであります。そのような議論の経緯を「2.」に記載させていただいております。

なお、A法人の従たる事務所について社員の非常駐許可制度を設ける場合につきましては、常駐義務を解除するための要件、当該要件の判断権者等の在り方について更に検討を進める必要がありますので、その旨を注記させていただいております。

本文に戻ります。4頁の「4.」の(3)でございます。

三つ目の提案となりますが、A法人の事務所においては、当該事務所の常駐社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする、という提案をするものでございます。

次に、「5.」と「6.」ですが、これらの提案は、B法人制度の在り方を御議論いただく際に御検討いただいた論点でございますが、これらの論点は、個人の外国法事務弁護士に係る規制、弁護士等の資格者に係る規制の趣旨を踏まえた議論でして、B法人制度の場合だけでなく、A法人制度の場合にも当てはまる議論でございます。そうであれば、むしろA法人制度の在り方の中で具体的提案をした方が分かりやすいのではないかと考えまして、「5.」、「6.」として記載させていただいております。

まず「5.」ですが、A法人の業務遂行時の資格表示義務について提案するものでございます。

外国法事務弁護士である社員がA法人の機関としてA法人の業務を遂行するに当たっては、外国法事務弁護士が個人として業務を遂行する場合と同様に、原資格国の国名を付して外国法事務弁護士の名称を使用することを義務付ける等の規制を設けるものとする、ということでもございました。

次に、「6.」ですが、非弁提携の禁止について提案するものでございます。

A法人については、弁護士法人の場合と同様に、①弁護士法第72条等に違反する者から事件の周旋を受ける行為、及び②弁護士法第72条等に違反する者に自己の名義を利用させる行為をそれぞれ禁止し、その違反行為については刑事処分の対象とするものとする、ということでもございました。

最後の「7.」ですが、弁護士の雇用及び外国法共同事業について提案するものでございます。

まず、A法人が弁護士を雇用すること及び弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う

ことをそれぞれ許容するものとする、ということをございました。

もっとも、このようなことを許容いたしますと、外国法事務弁護士である社員が雇用形態等を利用して、A法人の使用人である弁護士又は共同事業の相手方である弁護士若しくは弁護士法人を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがございます。

そこで、このような弊害を未然に防止する観点から、個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合、あるいは個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合と同様に、外国法事務弁護士である社員が、使用人である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務の取扱いについて不当な関与をすることを禁止するなどの規制を設けるものとする、ということをございました。

A法人制度については以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま幹事から説明がございました「第1. はじめに」及び「第2. A法人制度について」に関し御意見等を承りたいと思います。

あらかじめお願いしておきたいことがございます。それは最初に申しましたように、中間取りまとめの前では本日が最後の研究会になります。そこで、御意見をお述べいただく場合には、それを踏まえまして、具体的なこういう形に文章を改めたらよいのではないかとか、あるいはこういう対案を記載すべきではないか、あるいは、そういった案や具体的な文章をどの部分に挿入したらよいのかとか、そういった具体的な形で御意見を頂戴できれば、取りまとめに際し、大変有り難いと思いますので、是非そのようにお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの説明部分についての御意見等をお願いいたします。

下條委員 非常に形式的なことで申し訳ないのですが、パブリックコメントに付するものである以上、「A法人」「B法人」という呼び方は非常に分かりにくい。一々定義にさかのぼらないと、どちらがどちらだったか、分からないので、むしろ、名は体を表す形で、今まで使っていたような「純粋外弁法人」とか「混合法人」とか、そういう呼び方にした方がいいのではないかと思います。

伊藤座長 それについては幹事の方としてはいかがでしょうか。

渡邊幹事 御指摘はごもっともな点もございますが、パブリックコメントの趣旨からいたしますと、「純粋外弁法人」あるいは「混合法人」という呼び方をして、果たして、広く国民一般に具体的な制度のありようを想起していただくことができるだろうかという問題意識もございます。そこで、まず「はじめに」というところで、A法人やB法人というものを定義付けた上で、「A法人」「B法人」として記載する方が適切ではないかと考えまして、そのような記載をさせていただいております。

伊藤座長 ということですが、ほかの委員の方。

杉山委員 私も、下條委員に賛成でして、初め読んだ時に、A、Bというのは確かに、読んで区分けするには分かりやすいのですが、今後、こういう制度が導入された時に、一般の国民がどういうふうと呼ぶのか、また日弁連とか法務省がどう呼ぶのか。それから法律の書き方はどうなるのかによるわけですが、そういう名称の問題というのは結構大きいのですよね。新聞に「A法人」とか「B法人」などと見出しが出て、何のことだかさっぱり分からない。今回は多分決まらないと思いますが、呼び方を法律に書く時にはいろいろ検討されると思いますけれども、これは大きな課題だと思いますね。例えば、おっしゃるよう

に「純粋法人」とか「混合法人」という呼び名もいいのか、どうなのかなということがあります。ここで皆さんが「この呼び方がいい」ということで決まらないと思いますので、取りあえず「A法人」「B法人」でやってもよいですけれども、しばらくして、呼び方を考えたらよいのではないかと思います。

出井幹事 法律にするときには「A法人」「B法人」というのは使わないわけですが、牛島委員 私も下條委員の意見に賛成です。日本の契約書ではよく「甲」「乙」といって、後で見ても、どちらが甲か乙か、まあ丙まで出てくると、何が何だか分からなくなることはあり得ることで、その点、特段、「純粋」とか「混合」、私はその単語にこだわるわけはありませんけれども、名は体を表すぐらいは、可能であれば分かったら、むしろ国民一般から見て分かりやすいかなというのは下條委員と同じ考えを持ちます。

伊藤座長 恐らく幹事の立場としては、例えば「純粋」とか「混合」というと、イメージとして分かりやすいのですが、分かりやすい分、内容がやや不明確になって、場合によっては誤解されたりする虞もある、そういうことを危惧されて中立的な「A」とか「B」とかいうふうな表現で定義を設けて理解していただくという形にしたのかと思いますけれども、しかし、各委員のおっしゃることもよく分かりますが、ちょっと難しい問題ですね。

中川委員 御趣旨は、本当に私もそのとおりだと思うのですが、なかなかうまいネーミングのものが見つかりにくいなという感じもして、「純粋」というと、一方で「混合」が何か不純物のような感じもいたしますし、「一体型法人」という言葉も使われた方がいらっしやったのです。そうすると何というか、プラスというか、色が付いてしまわないかなというのが若干あるのです。おっしゃるとおりで、名前は、よい反面、何か余計なものも付いてしまわないかというのがあるものですから、そういう意味で、これまでの間に言葉を決めましょうということで定義をしていけばよかったのですが、しないまま議論が進んできたようなところもあるかなと思うものですから、もし今日の段階でこれというものが決まらないのであれば、パブリックコメントの段階では、できればこのままで、最終的には名前を決めるというのは私も賛成なのでありますけれども。

伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、長谷部委員。

長谷部委員 分かりやすくするためという御趣旨は大変よく分かりますので、例えば後ろに用語集のような形で付けて「A法人」として、その訳を付けるのは今の段階ではできませんけれども、「これこれこういう概念のものを指す」というようなことを書いておけば、読まれる方はそれで分かりやすくなるのかなと思います。

伊藤座長 今の長谷部委員の御提案のようなことだと、これは実質にそれほど影響することではありませんから適宜の文章の修正で済むかと思えます。いかがでしょうか。確かに、御指摘のことは私も理解できるのですが、中川委員の発言にもありましたように、今日この段階でこれがよいということできちんと一致して決まればよいのですが、もしできましたら、取りまとめの段階ではこれで御勘弁いただいて、しかるべき段階で名称についても御意見を頂戴するような機会を設けるということはいかがでしょう。御指摘はよく分かります。

高中委員 今の座長の取りまとめに私は賛成させていただきます。と申しますのは、A法人の名称が「外国法事務弁護士法人」ということで正式の名前が付いて立法化されるというのは皆さん織り込み済みなのですが、B法人に関しては、前回の議論の中で新しい種類の法人を意識する。その規定先が弁護士法になるのか、はたまた外弁法になるのかということもあ

る。つまり、新種の法人なのですね。そうしますと、これで単行法をつくるということは、ほとんど立法技術的にはないと思いますが、理論としてはあり得る話。というその新種の法人ということになりますと、名前はかなり重要な問題になってくると思います。というのは、弁護士法人もそうですが、必ず弁護士法人と名乗らなければいけない義務がありますから、新種法人のネーミングは日弁連の中でも全く検討しておりませんので、「外国法共同事業法人」とかいう名前になるのかも分かりませんし、規定されるのが弁護士法の中に行くのかも分からない。ここは、私は少なくとも日弁連の選出委員の一人でございますので、その辺の議論を全くしないままで、ここで名前を決めてよいということについては、私としては異議がございますので、今の座長の取りまとめで私は賛成でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

そうしましたら、御指摘は議事録に残して今後の参考にさせていただくということで、ただいまの高中委員からの御発言もございましたので、恐縮ですが、この段階ではこういう表記で御了解いただければと存じます。

第1, 第2の関係で、ほかにいかがでしょうか。

高中委員 名称問題は、つまりネーミング、「A法人」、「B法人」なのですが、これはかなり、名は体を表すということが先ほどございましたけれども、かなり大きな問題になってくるのかなと思います。最後に立法形式の在り方も含めてですね。ここは何らかの形でA法人制度、B法人制度も含めて、法人のネーミングの指摘が抜けているように思われます。つまり、外国法事務弁護士法人と称する。これはコンセンサスが得られるわけですが、B法人のネーミングについては、今後さらに検討するみたいな、かなり大きな問題になるかなという気がしますので、工夫をお願いしたいと思います。

牛島委員 別の話題でよろしゅうございませうか。これは純粋な質問でございますが、「3.」の柱書きというのでしょうか、第2パラグラフの3行目、「機関として」というところで、「書面による助言」のところでございます。従前、分からない点を伺わせていただいたところでございますが、ここでは「機関として、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り」ということで、助言がだれに直接届くのかということについては明確であるような、明確でないような気がいたします。例えば「自ら」ということを入れて明確にする必要があるのか、あるいは現時点では、これはこれでよいのかというあたりについては、取りまとめの段階なのでそれについては特段触れる必要はないという御趣旨で出来上がったものかどうか、お聞かせください。

渡邊幹事 今の御質問ですが、牛島委員が前々から問題意識をお持ちになっていた点を踏まえ、それを明確化する上で「A法人の機関として」と記載させていただいたのです。つまり、あくまで有資格者の書面による助言を受けなければならない義務は法人に掛かってくるものだという理解しております。ただ、実際には、その法人の業務として執行するのは業務執行社員でございますから、法人の義務として求められる行為を業務執行社員が法人の機関としてやらなくてはならないという意味で、このような記載振りとさせていただいたのですが、それでもなお足りないという御指摘なのでしょうか。

牛島委員 足りないということを申しているわけでは決してございませんで、御趣旨はよく分かったつもりでございます。むしろ私は逆に疑問を持つばかりでございまして、機関として助言を受ける、つまり機関が助言を受けるということなのだという御趣旨、「自ら」と私申

しましたが、それはなくても明らかであろうと、こういう御趣旨かと存じます。それはそれで私は理解させていただいたのですが、法人の機関であるもの、例えば代表者名で意見書が出るからといって、直接書面による助言を読む者というのは法人の中でだれか担当した外弁のどなたかであるかもしれない。そういう場合に一体だれが読むことが必要なのかということは、法人が複雑になればなるほど必ずしも単純に言えないのかなと思うのです。私は少なくとも意見を言う人は読まなければならないといった非常にプリミティブなことを申し上げていたのですが、そういったことはむしろ今後の議論を待ち、ただ、法人から外に出るときその機関、むしろ言い換えれば代表者ですかね、代表者はそれについての助言を直接受けていなければならない、こういう御趣旨と、こういう理解でいいのでしょうか。

渡邊幹事 基本的にはそのように御理解いただいてよろしいのではないかと考えています。

A法人としてそういう義務を履行しなくてはいけないということは、A法人の業務について執行する責任のある業務執行社員がA法人の機関としてその義務を履行しなくてはいけないということだと思いますので、そういった意味では、実際の個々具体的な作業は担当のアソシエイトがいろいろおやりになるのかもしれませんが、最終的にはそれは業務執行社員が法人の機関として責任を持っておやりになるということですから、牛島委員の問題意識にはお答えしているのではないかなと思います。

牛島委員 それはアソシエイトが読むだけでは足りなくて、代表する機関が読むこと、直接助言を受けることが必要であると、こういう御趣旨を含むのでしょうか。それとも、そこまでは含んでいないのでしょうか。

渡邊幹事 そこは含むものと理解しているのですが。

牛島委員 分かりました。ありがとうございます。

伊藤座長 ほかに、いかがでしょうか。A法人について、先ほど渡邊幹事から個別の項目に関しての説明がございましたが、特別の御意見はございませんか。もし何かございましたら、また後で戻ってももちろん結構ですので、取りあえず第3の「B法人制度について」の説明あるいは御審議に移らせていただきたいと思います。

渡邊幹事 資料25の5頁を御覧ください。

「第3. B法人制度について」でございます。

まず、柱書きの部分ですが、検討のフレームワークを記載しております。

まず、必要性の点ですが、弁護士と外国法事務弁護士とは、より緊密な提携・協働関係を構築して複雑多様化している法的需要に的確に対応することができるようにするため、現行の組合形態である外国法共同事業を行うことに加えて、新たに、法人形態であるB法人を設立して業務を遂行することができるようにする必要性があるとのことで意見の一致を見たところでございます。

もともと、B法人制度は、法律事務を取扱業務とする点で弁護士法第72条の特例として位置付けられるものでございますから、その趣旨を損なうことがないように、B法人制度を導入する場合に考えられる弊害・問題点を慎重に見極めつつ、その弊害・問題点の防止解消のための適切な方策を検討しなければなりません。とりわけ、B法人が日本法に関する法律事務を取扱業務とする点については、B法人の社員資格が日本法に関する法律事務の取扱いが禁止された外国法事務弁護士にも付与されることから、外国法事務弁護士である社員が、その地位を利用して日本法に関する法律事務の取扱いに直接的に関与し、又は社員若しくは使

用人である弁護士を介して間接的に不当に関与するおそれがあると認められ、このような弊害が発生することを防止するための方策については、特に慎重に検討する必要があるということをございました。

また、この検討に当たっては、B法人制度が弁護士と外国法事務弁護士との法人形態による提携・協働関係の構築を許容しようとするものであることにかんがみると、組合形態による外国法共同事業制度と比較して、その弊害の内容・程度が異なるのかどうかについて十分に留意しなければならないということをございました。

このようなフレームワークの下でB法人制度の在り方について御検討いただいた結果、研究会としては、これから申し上げる「1.」から「4.」までの具体的措置が講ぜられた法人制度としてB法人制度を導入すべきである、という結論に至りました。

このような取りまとめがされたのですが、補足的な説明を要する点が何点かございますので、補足説明として、※1、※2を記載しております。

まず、「※1」ですが、これから申し上げるとおり、「3.」については少数意見が有力に主張されたところをございまして、その少数意見の趣旨を注意的に記載しております。

次に、「※2」ですが、B法人制度の在り方を検討するに当たっては、専ら外国法事務弁護士も社員となるB法人が、日本法に関する法律事務の取扱業務とすることに伴う弊害を防止し、及び問題点を解消するための規制の基本的枠組みについて検討を行っていただいたところをございます。一方で、B法人は、外国法に関する法律事務も取扱業務としますので、それに伴う弊害を防止し、及び問題点を解消するための規制の基本的枠組みについて検討を要するところをございます。この中間取りまとめ案では、特に言及しておりませんが、この点は、「第2. A法人制度について」での提案内容がおおむね妥当するものと考えておりますので、その旨を記載させていただきました。

もっとも、B法人制度においては、弁護士にも社員資格が付与されますから、その限りにおいては、「第2.」の提案内容の変更も含めて更に検討を進める必要のある事項もございます。そのことも併せて注記させていただきました。

それでは、各論について御説明いたします。

まず、「1.」ですが、B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等について提案するものをございます。

B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする、ということをございました。

次に、「2.」ですが、社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制について提案するものをございます。

B法人においては、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがございます。

そこで、このような弊害が発生することを未然に防止する観点から、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合と同様に、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定、内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする、ということをございました。

次に、「3.」ですが、社員のうちに弁護士である社員の占める割合について下限を設けるかどうかという論点について、研究会の考え方を提案するものでございます。

研究会でも、この論点が一番議論になったところですが、まず多数意見につきましては、B法人は弁護士である社員及び外国法事務弁護士である社員により構成されることとなりますが、社員のうちに弁護士である社員の占める割合については、法令により下限を設けないものとし、B法人の自治にゆだねるものとする事で大方の意見の一致を見ました。

これに対して、少数意見ではございましたが、法令により下限を設けるべきであるとの意見も有力に主張されたところでございます。

この関係では、「(注16)」を御覧ください。16頁でございます。

「(注16)」は、全部で4項に分けて書いております。

まず、「1.」は、この論点の問題の所在を記載しているものでございます。

組合形態である外国法共同事業については、組合員のうちに弁護士である組合員の占める割合について下限が設けられておりません。したがって、組合員の構成比率をどのようなものとするかについては、組合員である弁護士及び外国法事務弁護士の自治にゆだねられているところです。この論点は、法人形態であるB法人制度において、先ほど申し上げた本文の「1.」、「2.」の措置に加えて、更に少数意見のいう追加的措置を講ずることの是非を検討するものでございます。

次に、「2.」は、多数意見の考え方を示したものでございます。配布資料に記載させていただいた理由のほか、研究会で御指摘や御意見のあったものについて記載させていただきました。

さらに、「3.」は、少数意見の考え方を示したものでございます。これも同じく配布資料に記載させていただいた理由、研究会で御指摘や御意見のあったところをまとめて記載させていただきました。

また、「4.」は、仮に少数意見による場合に更に検討しなければならない事項を注記したものでございます。少数意見のいう措置を講ずる場合には、社員のうちに弁護士である社員の占める割合をどの程度にするかについて更に検討を進める必要がある、ということでございます。

本文にお戻りいただきまして、7頁の「4.」でございます。

「4.」ですが、日本弁護士連合会等による実効的な監督を行うための方策について提案するものでございます。

まず、柱書は、この点に関する検討のフレームワークを記載するものでございます。

B法人制度の具体的な在り方としては、「1.」から「3.」までの提案をするものですが、これらの措置として具体的に設けられた種々の規制が確実に遵守されて、B法人の業務運営が適正に行われるようにするためには、日本弁護士連合会及び所属弁護士会においてB法人を実効的に監督することのできる仕組みを構築することが不可欠であります。こうした仕組みを構築するに当たっては、類似する外国法共同事業に係る現行の監督の仕組みが有効に機能しているのかどうかを十分に見定めた上で検討しなければならない、ということでもございました。

このようなフレームワークの下で御検討いただいた結果、研究会としては、具体的に二つの提案をすることとなりました。

まず（１）ですが、B法人は法人ですので、弁護士法人の場合と同様に、その成立の日から２週間以内に登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を日本弁護士連合会及び所属弁護士会に届け出なければならないものとする、ということで大方の意見の一致を見ました。

これに対して、少数意見ではございましたが、B法人については外部の無資格者からの独立性を確保する必要性が一層高いとして、多数意見のいう措置に加えて、更に、日本弁護士連合会及び所属弁護士会において、あらかじめ把握すべきB法人に係る基礎情報の在り方について、なお慎重に検討すべきであるという御意見も有力に主張されました。

この少数意見については、「P」と記載させていただきました。この趣旨は、研究会の具体的提案について関係各界に御意見を求めるというパブリックコメントの趣旨からいたしますと、少数意見は、具体的な提案を伴うものではないので、本文に記載するのが適当かどうかということについて、なお検討を要するのではないかと事務局では考えました。このような点も含めて本日御議論いただくのがよいのではないかとということで、「P」という記載をさせていただきました。

次に、（２）ですが、日本弁護士連合会及び所属弁護士会によるB法人に対する指導・監督の実効性を確保する観点から、外国法共同事業の場合と同様に、日本弁護士連合会の会則・会規等において、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対し、B法人、B法人の社員、具体的には弁護士、外国法事務弁護士になりますが、これらの者に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対し、当該調査への協力を義務付けることが望ましいとのことで大方の意見の一致を見ました。

これに対して、少数意見ではございましたが、B法人制度の特質を踏まえて、外国法共同事業に係る監督の仕組みとは異なった新たな仕組みを構築すべく、調査の対象・内容・方法・調査の実効性を高めるための措置等について更に検討すべきであるという御意見も有力に主張されました。

ただ、一方で、この少数意見についても、先ほどと同様に、具体的な提案を伴うようなものではなかった理解しておりますので、本文に記載するのが適当かどうかといった点も含めて本日御議論いただくのがよいのではないかと、という趣旨で「P」という記載をさせていただきました。

説明は以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございましたB法人制度についての取りまとめの内容に関しまして御意見等を承ればと存じます。

高中委員 まず、出だしのところから申しますと、「もっとも」以下なのですが、B法人制度のみが72条の特例と位置付けられるように読めるのです。A法人制度も72条の特例の一つだと思うのです。要するに、外国法事務弁護士の法人制度は72条の例外ですから、ここでは何か、B法人制度だけ72条の例外と読めるものですから、これは理論的にもどうかという気がいたします。

そもそも、「72条の特例として位置付けられるものであることから、同条の趣旨を損なうことなく」と、こういうふうにあるのですが、B法人制度はもちろん、その論点はあるにしても、別の角度から問題になるのかなという気がしまして、「とりわけ」以下の方が私

は大事であろうと思います。ここのところが正に大事な部分であって、「もつとも」以下の文章は、最初の2行はどうも誤解を招くかなというふうに私は思います。御検討をお願い申し上げます。

伊藤座長 では幹事から御説明をお願いします。

渡邊幹事 ただいまの御指摘のとおり、「とりわけ」以下がB法人制度の在り方の検討で一番重要な問題点であったと認識しております。なぜ、この「とりわけ」以下を議論しなければならないかといいますと、それは、B法人が日本法に関する法律事務を取り扱うことになるのだけれども、日本法の知識・能力についての制度的担保のない外国法事務弁護士である社員がその取扱いに関与することが問題でありまして、なぜ関与することが問題であるかといいますと、それは突き詰めると、弁護士法第72条の趣旨に行き着くのでございます。

「とりわけ」以下がなぜ問題となるのかということを知りやすくするために、このような記載振りとさせていただいた次第でございます。

伊藤座長 ということでいかがでしょうか。

高中委員 あえて、そこはこだわるところではございません。

次に、これは皆さんでまた御議論いただきたいところではございますけれども、私がこの委員になっている出身母体の弁護士制度改革推進本部というところがございまして、そこでこの問題を議論しているときに、かなりの数の委員の中から専門職法人制度全体の趣旨をB法人制度ができることによって、やがては法人制度の社員資格がオープン化することにつながりはしまいかという議論が実はございました。私はその議論に対して同調するものでございまして、かねてより専門職法人全体の社員資格の在り方についてきちんとした議論が必要ではないかということをお願いしてございまして、その過程において、外国法事務弁護士は弁護士であると。つまり近似性、同質性があると、こういう議論がございました。そここの議論をきちんとどこかに、「(注)」の形でも結構ですので、そういう議論があったことをとどめていただければと思うわけであります。

ここで一つの論点、考え方としては、外国法共同事業を法人化するのだという議論もありました。その方向だけにスポットが浴びているようでございまして、専門職法人全体の整合性ということについての記述を1点設けていただきたい。その中の克服した理論としては、同じ日本弁護士連合会が外国法事務弁護士に対する指導・連絡・監督権、懲戒権まで持っているのではないかと。つまり同質性がある。法律事務の内容についても日本の弁護士は同質性があるのだという、こういう克服理論であったに私は記憶してございますが、そこを一つ入れていただきたいという要望でございます。

伊藤座長 ただいまの高中委員の御発言について幹事から何か補足的な説明をすることはありますか。

渡邊幹事 高中委員の御指摘のとおりでございます。

既に配布させていただいた資料でいうと資料22になります。

簡単におさらいしますと、B法人制度の在り方を御検討いただく際に、その検討のフレームワークとして、弊害、問題点の骨子案ということでお配りした資料でして、その中に、高中委員の御指摘に関する記載があります。「弁護士業務に関する他の専門職との協働関係の在り方との関係について」とある項ですが、研究会では特に異論がなかったところでございます。念のため、該当部分を読み上げますと、B法人制度については、とりわけ渉外的法律

サービスの分野において弁護士と外国法事務弁護士とが提携・協働関係を構築する必要性が一層高まっている現状にかんがみ、現行の制度、すなわち組合形態での外国法共同事業、相互の雇用に加えて、新たにB法人制度を創設することの是非を検討するものである。弁護士とそれ以外の専門職との提携、協働関係の在り方については、専門職ごとに問題状況が異なるとの基本的に認識に基づき、当研究会での議論は、外国法事務弁護士以外の専門職との間の提携協働関係の在り方について、ただちに影響を与えるものではない、というような記載をしています。高中委員の御指摘の趣旨は、これと同じものでしょうか、それともまた趣旨が異なる御意見でしょうか。

高中委員 その議論があった過程は、「(注)」でも結構でございますので入れていただきたいという要望をさせていただきます。

伊藤座長 では、それは高中委員の今の御発言の趣旨に沿った形での処理を検討してもらいます。

越委員 私も今話題に出ましたことについて賛成の気持ちを持っているということを申し述べただけなのですけれども、例えば医療法人のトップは医師の国家資格をお持ちの方でなければいけないという法制度がございます。あるいは学校法人であれば、同じように教育者である方が経営上のトップでもあるという実態があると思いますけれども、ところが、「名医、必ずしも名経営者ならず。名教育者、必ずしも名経営者にならず」ということがあって、病院の経営の破綻であるとか、大学の民事再生であるとか、そういうことが実際に起こっております。しかし、弁護士法人あるいはA法人、B法人に関しては、「そういう専門職であるということのクオリフィケーション」と、「組織経営実務にたけていらっしゃるかという、そちらの方面からのクオリフィケーション」の、どちらを優先するかという問題であれば、これは「消費者の側に適切なサービスを提供できるかどうか」とか、いろいろな尺度のいずれで考えた場合でも、「専門職としてきちんとしていらっしゃる方がトップで在るべきだ」という、そちらのクオリフィケーションを優先することが制度の立て方としても私は適切であると考えているものですから、高中委員の先ほどの御発言には共感を覚えたということで申し述べました。

以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

そうしましたら、念のための確認ですが、先ほど渡邊幹事から紹介がありました資料22の該当部分に関連して、ここでの議論についてその内容を簡潔明瞭に表現する、そういうことでよろしゅうございますね。

高中委員 結構でございます。

「3.」と「4.」に関してであります。

まず、「3.」の社員のシェアについての議論でございます。大方の意見の一致を見たというこの内容部分については決して異論を唱えるものではございませんので、これはそのとおりで結構でございますが、「少数意見であるが」云々かんぬんと、人数論を設けるべきだというのがあったのですが、ここに若干でいいですから、理由らしきものを、大きかったのは、「(注)」のところで相当程度にお書きいただいておりますが、やはり一番大きいのは独立性確保の観点というところが大きかったのかなという気がいたしますので、それをひとつ御記入いただければという御検討をお願いしたいというのが1点目です。

2点目は、「4.」でございますが、(1)の「P」があるのですが、これはもう少しトーンが弱くてもよいのかなというふうに思います。ただし、記入する必要があるという意見を述べさせていただきます。逆に(2)の「P」でございますが、これについては日弁連の方の一委員としては、自ら天につばするような、非常に厳しい権限を持って、できるのかと言われてしまうと、(2)の「P」は要らないのかなと思います。日弁連の権限に期待するところ、余りにも大きな期待に応えなければいけないのですけれども、余りに過剰かなという気がします。

戻りますが、(1)でございます。これについて、届出はもちろんよろしいのですが、恐らく届出事項の工夫であろうかと思うのです。そうしますと、「届出事項の基本的なところは法で定めて、残りは日本弁護士連合会の会則に定めるところにより」という規定振りによるかとは思いますが、現行の弁護士法人の届出規定を見てみましたら、出資額の届出がないのですね。社員だとか使用人が何人いるかとか、それは全部あるのですが、前回あるいは前々回の議論の中でどなたかが、牛島委員でしたかね、おっしゃったのですが、要するに巨大ローファームが出てきたときに、巨大な資本力を持っている人は声も大きいですよというような意見があったやに、うろ覚えの記憶でございますが。そうなりますと、出資額を届出させる必要があるのかなというのがあります。これは私の思い付きでございますので、これから日弁連内部でもそういう議論をしなければいけないとは思いますが、それなどを含めると、基礎情報の在り方について「なお慎重に」は要らないと思うのですが、検討すべき点があるという意見があったということに記載いただけないかと思うわけでございます。

例えば、出資、つまり会社で言えば資本金でございますが、ある外国法事務弁護士の方が10億円の出資額があったときに、9億9,900万円出して、日本の弁護士は100万円しか出さなかったと、こういう資本構成のときに、おのずと発言力というのは影響があるのかなという気がしますので、これを果たして届けさせるべきなのかどうかも含めて、更に検討する余地があると思いますので、基礎情報の在り方について例示としては出資の額かなというふうに思いはするのですが、それを入れるべきかどうかも含めて検討すべき点があるという意見が主張されたと。「慎重に」はよろしいかと思うのですが、これは入れていただきたい。

目障りなのは、目障りという言葉を使って恐縮ですが、「無資格者」という表現が、ちょっとこれは事件屋を想像させまして、余りよくないなと思います。これはヒアリングをさせていただいた弁護士の先生でしたか、言っていましたけれども、これは恐らく、資格はあるのです。外国法事務弁護士の登録をしないまま、例えばアメリカから来て1か月間いて、登録をしないままに、それですと帰ってしまう。そういう人たちがヘゲモニーをもって事実上コントロールすると、こういう事態は避けたいという意見があったやに、そういう記憶がございます。そこで、この「無資格者」というよりも、外国法事務弁護士の登録をしないで日本国内で活動している者が恐らくここでいう、独立性の対象のもとだと思うのですが、これを見たときに、無資格者という一体何だというのがありますから、ここは表現の工夫をお願いできればというふうに思うところでございます。

そんなことで、(1)については、なお書きで若干トーンを落として、私は入れていただきたい。

それから(2)については、「有力に」という記載がございますが、これについては要ら

ないと思いますので、意見を申し上げさせていただきました。

伊藤座長 分かりました。ただいまの御意見に即しまして順次、ほかの委員の方の御意見を伺いたいと思いますが、まず、社員割合のところですが、高中委員からは、少数意見に関して簡潔な理由を挿入してはどうかという趣旨の御発言がございましたが、この点に関して、あるいはそれに関連することで御意見はいかがでしょうか。

中川委員 パブリックコメントで何を皆様から、国民の方から意見を聞くのかということも関連していると思うのですが、**「3.」**で書いてある中身というのは、社員割合について法令の下限を設けるという措置を講じるのか講じないのか、どちらがよいのでしょうかということを聞いている。その理由付けについては、**「(注)」**の方でいろいろな理由付けが書いてあって、それぞれ下限を設けない方がよいという人は後ろの資料を参考にしながら、その中の理由でそれはもっともだと思ふとか思わないということを考えていただくために、後ろに理由が付いていると思うのです。そうすると、理由が例えば下限を設ける理由に、何か理由を入れるとすると、その理由がよい悪いというところについてパブコメを聞くということになってしまって、それは聞く意味が余りないのではないかという気がします。

一方で、多数意見の方にも、これは特に理由は入っていません。ですから、どちらかだろうと思うのですが、全体の構成から見ると、基本的に理由に当たるものは後ろの資料の方にあるということですので、また、なかなか下限を設けるのも一言でというのも非常に難しいのかなと思いますこれも一任になってしまうと、恐らく何日も考えてしまうかもしれませんので、理由については後ろの資料を見てもらうというのでも十分分かっていただけのではないかというふうに私は思います。

伊藤座長 分かりました。

いかがでしょうか。高中委員、そういうことでよろしゅうございますか。もちろん、理由は**「(注)」**の方に詳細に書いてあるわけですので、なぜかというふうに疑問を持たれる方は、そちらをお読みになって御判断になろうかと思ひます。

高中委員 了解しました。

伊藤座長 恐れ入りますが、その点は了解していただいたことにいたしまして、なお、**「3.」**の社員割合について他の点で御意見はございましょうか。

もし、こういう表現でよろしければ、この点は原案でまいりたいと思います。

それから、**「4.」**の**(1)**で、先ほど高中委員から御発言がございましたペンディングのところに関して、基礎情報の在り方の一つとして例えば出資額というものを例示して、**「慎重に」**は要らないという御発言でしたが、検討すべきであるという趣旨の少数意見の表記を残すべきであるという御意見がございました。この点はいかがでしょう。

牛島委員 若干ポイントから少し外れて広い観点になってしまうのかもしれませんが、二つございます。一つは、高中委員のおっしゃった**「外部の無資格者」**という言葉でございますが、これは私が理解いたしますところは、日本の居住者に限っているわけではなくて、むしろ、後ほど申し上げるつもりでございますが、先ほどの高中委員のおっしゃった独立性にもかかわることでございますが、これは親事務所の方で例えばニューヨークなりロンドンなりに住んでパートナーシップで事務所をやっている方々だというふうに私は理解しております。その方々が実質的な組合としての資金で出資をしているということ、これについてはしたがって基礎情報の在り方ということに係わってくるのかと存じますが、例えば実質的な

持ち分権者はだれであるのか、名義株という比喻で申し上げたかと存じます。それからもう一つは、もう少し広くそれを網羅的にとらえるならば議決権、自らが有している法的、形式的に有している議決権の行使についての制約の有無、これが正に独立性と直接係わってくるというふうに存じますので、そういった点についても触れておいた方がよいのではないかと、いう気が私はしております。

それは翻りますと、これからちょっと横に広がってしまって恐縮ですが、高中委員が既に振られましたのでお許しください。最後の「4.」の（１）、（２）でございますが、（２）は2行目から3行目に「外国法共同事業の場合と同様に」と書いてございますが、4行目にB法人という法人が入っているわけでございますから、この同様にという言葉の趣旨いかによろうかと存じます。B法人という法人制度をつくる以上、同様にというわけにはまいらないのではないかと。法人についてどうするのかということが問題になってくるのではないかと。

そのこととの関係からは、「P」と書いてございますが、「P」の2行目、（２）の「P」でございますが、外国法共同事業に係る監督の仕組みとは異なった新たな仕組み、これは、私は、当時出たA、B、C案のうちどの案をおっしゃっているのかちょっと分からないのですが、また、どなたの少数意見であったのか分かりませんが、私はこのときに発言したことは記憶しております。これはC案では決していない、B案であるということをおし、したがって、（２）は同様にという趣旨がどのようなものであるかということ、をクリアにした上で、むしろ「P」は上のB法人、4行目に申しましたB法人ということで、法人についての調査権限等々となるわけでございますから、全く同様にはいかないわけでございますから、一緒にしてしまうことで、むしろこの「P」の中に出てくる、高中委員もお触れになりましたけれども、日弁連の現在の監督の仕組みというものではないものを指向しているわけではない。そこについてミスリーディングなことは全くない。

これがミスリーディングだと申すわけではございませんが、読み込まれ過ぎることのないような、（２）の本文だけをもう少しクリアにすればよいのではないかと。そのかぎは必ずしも同様であるということではないということではないかと、こういうふう存じます。

最後に補足させていただきますと、最後というのはこの件についての最後でございますが、私は何度か、余計なことだったかもしれませんが、今回の問題の本質ということをおし上げてまいったつもりでございます。今回の問題の本質は、私に言わせれば、でございます。恐縮でございますが、これは法人である。その法人であるということの中でも、日本の弁護士法の中で既に法人そのものが個人の弁護士であるかのごとく法律事務を行う、こういうふう規定されている。法人が法律事務を行うことが極めて特色のあることである。弁護士の場合には、弁護士の集まりでありますから、法人でやろうと、弁護士個人でやろうと同じことであろうと存じます。先ほど来の議論でも出てまいりましたけれども、外国法事務弁護士の集団、あるいは外国法事務弁護士の日本の弁護士の集団を法人化し、代表者をだれにするのか。そしてその当該法人、「純粹」と呼ぼうと「混合」と呼ぼうと、「A」と呼ぼうと「B」と呼ぼうと、この混合法人に法律事務を行うことを許すということになりますと、これは単なる弊害防止ではなくて、法人が、特に資格のないものが代表権を持っている法人が、つまり職務権限のない者が代表権を持っている法人が日本の法律事務を行う、この本質的なそご、ねじれ、これについてどう対処するかということでありまして、これはもちろん言

葉の定義の問題でございますが、単なる弊害防止措置を超えたものではないかということをお願いしてきております。このことが私は残念ながら、私の申し上げていることが拙いせいとも存じますが、生かされていない。例えば、先に飛んでしまうのですが、進めてよろしゅうございましょうか。

私は税理士法の第48条の15を引用いたしまして、だれが法人の業務をやるのかということを決めるべきではないかということ、少なくともこの外弁、混合法人をやる際には、これは通称でB法人ですね。それについて定める際には、はっきりさせておくべきではないかということをお願いしました。先ほど、第三者の書面による助言をだれが読むのでしょうかということも質問させていただきました。したがって、今回のこの構想の中に、パプコメの中に法人の業務を個々具体的にはだれがやるのか、資格のない者がやってはならないのだと。これは外弁の場合には日本法をやってはならないということを当然含むだろうと存じますし、その外弁法人の場合も、あるいは問題になるかもしれません。法人が法律事務を行うということをとっている以上、だれが具体的に事務を行うのかということについて、税理士法第48条の15のような規定があった方がよいのではないかと、今、機会をいただきました際にもう一度申し上げさせていただきたいと思っております。

伊藤座長 最後に牛島委員がおっしゃったのは、先ほどの渡邊幹事の説明で、6頁の「1.」のところですね。「B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等」で、内容はその下に書いてあるとおりで、これとは違うことですか。

牛島委員 ここに含まれているということであれば、そのようなことなのかもしれません。私はここで読み込むことができなかつたものから申しました。それは、例えば法人の代表者が外弁の方である場合の日本法業務の取扱いというのは、具体的にやるのはどなたなのか。あるいは代表権限を持つ者としてやるのはどなたなのか。後者のことがここにクリアに書いてあるのかなと存じますが、日本法をやるときには、それは日本の弁護士が実務そのもの、事務そのものについても法人の手足としてやるのだと。手足は資格者に限るのだという記載はあった方がいいのではないかと、申し上げております。

伊藤座長 なるほど、その点はいかがですか。

渡邊幹事 牛島委員に御質問なのですが、B法人の代表者が外国法事務弁護士である場合を想定された上でのお話をされていると思うのですが、この法人制度においては、取扱業務の内容に応じて代表者が代わる仕組みを想定しております。そういった意味からは、日本法に関する法律事務についてのB法人の代表社員は弁護士しかあり得ない。そのことを「1.」で記載しているつもりでございます。他方、外国法に関する法律事務の取扱業務については、弁護士であれ外国法事務弁護士であれ、代表権を付与して差し支えないという考え方でございますので、御質問の趣旨をもう少し明確にさせていただいた方がよいかなと思うのですが。

牛島委員 そうすると、代表社員ではなくて具体的に実際に契約書を書き、「アソシエート」という言葉が先ほど出ましたが、比喩的な意味も含めて申せば、そのアソシエートはだれであればいいのですか。

例えば日本法の契約書をつくる時のアソシエートは、もちろん代表者は既に渡邊幹事がおっしゃったように、日本の弁護士であるという前提だと思いますけれども、そのアソシエートはどういうものができるのですか。日本の弁護士でなければやってはならないのでしょうか、それとも、やってもいいのでしょうか。

渡邊幹事 それは結局、規範的な問題だと思います。前にも同じような議論をしたと思います。個人の弁護士が、日本法に関する法律事務の取扱いについて資格のない事務員や外国法事務弁護士をどの範囲までなら自分の手足として、履行補助者として使うことができるのかという問題点と同じではないかと考えています。B法人が日本法に関する法律事務を取り扱うことについて、その法人業務として責任を持って履行されるのは、これは法人の機関である、社員である弁護士が責任を持ってやる。その過程において、一部は使用人の弁護士を手足として使用することもあれば、また一部は事務員を手足として使用することもあるでしょうし、あるいは使用人の外国法事務弁護士を手足として使用することもあるかもしれない。それはどの程度までなら許されるかという話であって、この法人特有の問題ではなくて、個人の弁護士であろうと弁護士法人の場合であろうと、あるいは共同事業の場合であろうと、それは同じではないのかという理解でいるのです。

牛島委員 共同事業の場合であっても同じであると。いや、共同事業の場合は同じであるというのは共同事業は個人しかいませんから、よく理解させていただいているつもりなのです。恐らく6頁の「1.」で書かれていることの射程というのですかね、これは先ほど渡邊幹事がおっしゃったように、B法人というのは、法人は一つであるけれども、日本法に関しては法人のどのようなポジションであっても外弁は何ら発言権がないと、こういうことを前提とされているのですか。

渡邊幹事 「どのようなポジションであっても」というのはどういう意味でしょうか。

牛島委員 例えば「代表者であっても」ということです。B法人の代表者が外弁の方であるということはあり得ることですよね。しかし、例えばB法人の代表者に外弁の方だけしかいなくて、代表権が代表者にしかないという定款になっている場合においては、B法人は日本法を扱うことができないと、こういうことをおっしゃっているのですね。

渡邊幹事 違うと思います。

牛島委員 そうだとすると、従前議論したところから相当これは、更に分析が進んだ上で書かれたもので、私の方がちょっと勉強が足りなかったなという気がしておるのですが。

伊藤座長 ちょっと整理していただきますと、要するに、「1.」のここに書いてあることですよね。日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行う。内部執行もする、それからB法人を代表するということの趣旨の確認だと思うのですけれども。

牛島委員 そうなのです。それは例えばで申せば、B法人をつくったけれども、代表者というものは、それをB法人と呼ぶかどうかということに戻れば別ですが、B法人、つまり日本の弁護士と外弁と一緒につくったけれども、代表権は外弁の方しか持っていないというB法人の場合は、日本法の事務はできないと、こういうところまで、「1.」で書かれていることは意味しているようにも聞こえたので、そういうことなのでしょうかと質問を申し上げたのです。

渡邊幹事 「代表権は外弁の方しか持っていない」というそういう前提がまず、私の方でよく理解できていないのです。まず、社員の中に外国法事務弁護士しかいないB法人というのはあり得ないというふうに考えているのですが。

牛島委員 もちろん、両方がいるという前提で考えているつもりです。しかし、代表権をだれに持たせるのかというのは定款事項ではないですか。定款で定めていなければもちろん法律

で全員が代表権を持つのだらうと思いますけれども。

渡邊幹事 「1.」の問題は、強行法規かどうかということと関係するのですか。

牛島委員 いえいえ、私は当然そこは任意法規だというつもりで伺ったのです。つまり、B法人をつくっても代表権は外弁の方だけということは自治の範囲内だらうというのが私の勝手な前提です。それが違っていたら、むしろそこが誤っていると御指摘願えればと思います。

渡邊幹事 私の方で御質問の趣旨を必ずしも理解できていないのかもしれませんが。抽象的な言い方になりますが、B法人は、業務の内容として、法律事務に関するものとそれ以外のものがあります。まず、法律事務については、日本法に関するものと外国法に関するものがあります。日本法に関する法律事務についてのB法人の代表権限は弁護士しかない、このことが「1.」に記載してあるという理解でございませぬ。次に、外国法に関する法律事務については、弁護士であれ外国法事務弁護士であれ代表権を付与しても構わないと考えていますので、これは定款で、弁護士であろうと外国法事務弁護士であろうと、どなたでも定款の定めによって付与して構わないと考えているのです。

次に、法律事務以外の業務、例えば、事務所の賃貸借契約を締結するなど、法人の運営に必要ないろいろな業務があると思いますけれども、この業務については、特に資格制度とは関係ない問題だと考えていますので、この代表権をだれに付与するのかということについても、弁護士にするのか外国法事務弁護士にするのか、定款で自由に定めていただいても構わない、と考えているのですが。

伊藤座長 私の整理がかえって混乱させるかもしれませんが、今牛島委員が想定されているB法人というのは、社員は弁護士と外国法人弁護士の両方がいると。しかし、代表権の定めに関しては外国法人弁護士しか代表権を与えないと、そういう定めになっているB法人がある。

牛島委員 そういう仮定ですね。

伊藤座長 仮定ですよ。そういうものがありB法人としてあり得るのだとすれば、そのB法人というのは、およそ日本法に関する法律事務についての取扱いはできないことになるのですねと、そういう確認ですよ。

牛島委員 はい。ですから、およそそういうものはつくらないだらうということにもなると思います。

深山委員 渡邊幹事が混乱している理由の一つは、一番最初にB法人の定義といえますか説明がありますよね。1頁目「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人」、これは両方の法律事務をやるからニーズがあるわけで、外国法に関する法律事務だけやるB法人なんてニーズはありませんから、最初から検討の外なのです。ですから、両方やるということを考えると、今言うように、外国法事務弁護士一人だけを業務執行権者・代表者にするというような定款の定めは論理的に可能ですけれども、そういうものはB法人と言うかというところ、この定義からすると、そもそもB法人とは言わないような気がするのです。だから、どちらが先かみたいな話ですけれども、「B法人であり得るとすれば」という話を今座長がされましたが、資料25をずっと読んでみると、それはあり得ないのですね。「外国法、日本法両方の業務をやります、構成員も外国法事務弁護士と弁護士の両方います」というのをB法人としましょうというところから出発してずっと来ていて、正にこういうルールがあるからですけれども、業務執行権者も代表権者も定款で、外弁を一人にしている。それだと構成員ではあるけれども、業務執行権限も代表

権限もない構成員・社員として日本の弁護士の人何人かいるというような法人ですが、それはちょっと、論理的にあり得るといふことと、ここで言うB法人、最初に書いたものと矛盾しているような話だと思うのです。

牛島委員 質問ですけれども、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人というものは、これは両方取り扱わなければならないということをお前提とするのですか。つまり、日本人を入れた外弁法人、弁護士法人でないところの法人をつくる場合においては、当該法人は両方の法律を行うことを目的としなければ設立を許さないという趣旨ですか。

深山委員 そんなことは言っていません。けれども、ニーズがないという話で、そもそもここでの議論というのは、両方の社員がいて両方を扱えるような法人をつくったらどうかというところから出発しているだけで、論理的には、そういう制度ができたときに、今言われたようなルールをあえて入れる必要はないでしょう。

伊藤座長 いかがでしょうか。確かに牛島委員のおっしゃるようなことの論理的可能性はあり得るのですが。

牛島委員 混乱させて大変申し訳ありません。私の趣旨は、そういう法人ができるでしょうということを伺いたいのではなくて、B法人として今ここで提案されているものというのは、外国法弁護士であるところの代表者は日本法の事務に全く関与できない、日本法の事務を当該B法人が行う際には、何ら代表権を有していないということが「1.」に書いてあるのですねということをお、今、深山委員から御指摘いただいたように、ちょっと極端な言い方で例を出して申し上げたので、むしろ誤解を招くことであればそれは撤回させていただいて、むしろお伺いしたいことはそういうことだったのです。全く分かれてしまっている、つまり日本法系統のデジジョンメーカー、組織内における日本法に関するデジジョンメーカーと、外国法に関するデジジョンメーカーというのは、一つの法人であっても全く別系統なのだ、こういうものがイメージにある、それが「1.」なのです、こういう確認を申し上げたつもりです。極端な例を申し上げたのは撤回させていただきます。

伊藤座長 いえいえ、その限りでは私も牛島委員と認識を共通にしておりますが、深山委員がおっしゃったように、「1.」で想定しているものにそういうものが含まれているかといえ、それは当初のB法人の定義からして、そういうものは想定はしていないだろうと思えます。しかし、論理的にそういうものがあるとしたら、それは日本法に関する法律事務の取扱いはできませんよと、そういうことになるだけであって。

牛島委員 そうですね。あえて弁解させていただきますと、外国法弁護士の代表者と日本法弁護士の代表者がいた場合に、日本の弁護士が亡くなった場合には、一時的に欠けることはあり得ることであって、欠けた瞬間に、たとえ社員として若い弁護士がいても、代表者である日本の弁護士を選ばない限りは、これは想定しているB法人ではなくなってしまうと、こういうことなのですよ。そういうことを「1.」でおっしゃっているかなというふうに理解します。

伊藤座長 例外的な場合にはあり得る話ですよ。

牛島委員 分かりました。

伊藤座長 ですから、牛島委員の御発言は私なりに理解しておりますが、従来ここで議論していることから、「1.」について牛島委員のような理解が、何かそれを一歩進めたとか、違ったことを言っているとか、そういう趣旨ではないと思えます。

ということで、少し個別の問題に戻ってよろしいでしょうか。

そういたしますと、まず、7頁の4の(1)の「P」のところですが、まず、「無資格者」という表現に関し、牛島委員は、これはこのままの表現の方が適当だという、そういう結論になりますか。

牛島委員 私は、同じことを表すのであれば、必ずしもこの表現そのものにこだわる必要はないと思いますけれども、高中委員と意味するところについて若干のずれがあったものですから、私は高中委員が言われるように、広い趣旨で使うこと、言葉そのものには全くこだわりません。

牛島委員 例えば「非資格者」という方が、言葉は柔らかいのかもかもしれませんし、それは私はむしろ座長にお任せします。

伊藤座長 そうですか。それではそれは表現の問題としてお任せいただけますか。

牛島委員 もちろんでございます。

伊藤座長 高中委員、よろしいですか。

高中委員 はい。

中川委員 ここの(1)の「P」のところなのですが、高中委員と牛島委員が、例えばということで出資額とか議決権の有無というものも日弁連の情報としてよいのではないかと、それは、私はあり得るだろうと思うのですね。ただ、高中委員がおっしゃったように、届出事項の細かいものについては、むしろ日弁連の中で御議論いただくのがまずは先決であって、それがよいかどうかを国民の方に、この段階でお伺いしなければいけないのかなというのはちょっと疑問が、私としてはありまして、法律でそこまで定めなければいけないのであれば、それは立法としてあり得るのですが、あくまで弁護士の自治の範囲である会規・会則で定められる事項で、そういうふうにもっと届出事項を法人化することによって増やした方がよいという判断が、それはあってもよいと思うのですが、それを日弁連の中で御検討いただければよいことかなという感じもちょっといたしまして、そういう意味で、基礎情報というものをとらえるのであれば、あえて少数意見ということで研究会として取り上げるほどのといたしますか、言うべきものなのかなというのはちょっと疑問があって、この際、ここは日弁連の中で外弁研での意見があることを踏まえて、その届出事項をお考えになるということで、あえてそこをパブリックコメントの段階で出すというのはなくしてもいいのかなというふうには、私としては今思っています。

伊藤座長 まず確認させてください。先ほどの「無資格者」に関しては座長にお任せいただくということで、場合によってはこのままの表現になるかもしれませんので、そこは御了解ください。

そこで、ただいま中川委員からの御発言がございましたが、結論は、Pの部分は削除、記載しないということですね。

中川委員 私はもう、そういうことであれば弁護士会の方にお任せしてもよろしいのではないかなと思います。

伊藤座長 分かりました。

高中委員 私も、本文中に載せろという趣旨ではもちろんございませんので、「(注)」の中に落とし込んで、先ほど中川委員がおっしゃったようなこととお書きいただいても、私としては結構だと思います。ただ、全くこの関係の記載がないということについては異論がある

という意見を述べさせていただきたいと思います。置き場所については、私は、拘泥はいたしません。

出井幹事 「4.」の(1)の少数意見の部分ですが、中川委員は、それは日弁連の会規・会則に任せればよいではないかというお話でした。高中委員、牛島委員に確認したいのですが、「4.」の(1)の少数意見の事項を法律に明記すべきであるという御意見でしょうか。

高中委員 私申し上げたように、その他日本弁護士連合会が定めた事項ということで差し支えございません。また、それが法律に根拠があるとすれば根拠があるわけですけれども、きちんとそこに出資額云々という、例えばの例でございますが、それを法文に明記しろということとは申し上げておりません。

牛島委員 私は法律に明記することが必要なかどうかということについては分かりません。だから法律に入れろということだなということであればそういう趣旨だと思います。ただ、私が気になっておりますのは、例えば「4.」の(1)の1行目に、「弁護士法人の場合と同様に」という言い方、あるいはそのほかに出てまいりますのは、「外国法共同事業と同様に」という言い方が出てまいるだろうと存じます。それは例えば(2)の2行目、3行目に出てまいります。私は、この「同様」ということについて、同様ではないのではないかということをお先ほど申し上げておるつもりでございます。それは、なぜか、二つの理由がある。繰り返しますが、混合法人というものは、その部分においてねじれがあるので同様ではない。その言葉を一言で申せば、高中委員が言われた「独立性」ということだろうと私は思います。独立性をここで強調する理由があるということは、先ほど来中川委員にも引用していただきましたけれども、議決権の問題、実質的な議決権をだれが有しているかという問題であり、また座長に一任となって、私ももちろん何の異議もございませんが、無資格者のコントロールの問題、こういったことが何らかの形で日弁連が会規・会則をつくるに際して、もちろん日弁連であるということは、私は日弁連の会員でもございますが、何の異議もございません。ただ、その際に、単に同様にやればよいということではないのだという取っ掛かりがなければ誤ったことになるのではないかということで、私は「独立性」という言葉がよいのではないかという高中委員と同じ考えを持っております。

出井幹事 今、高中委員、牛島委員から御意見をいただきましたが、「4.」の(1)の多数意見の方々の御意見を確認しておきたいのですが、中川委員から先ほど、日弁連の会規・会則に任せればよいのではないか、それが多数意見の方のコンセンサスというふうに考えてよろしいですか。牛島委員のおっしゃった、「同様に」という表現ですけれども、これも全く同じものにするとということでは恐らくないと思うのですね。日弁連の会規・会則で、B法人の特質に応じて違ったものを設けることは可能である、それを排除するものではないというのは、「(注)」の19の中にも、前回の議論にも出てきていることですので、それもコンセンサスということではよろしいですか。

そうであれば、中川委員がおっしゃったようなまとめで、あえて多数意見、少数意見というふうにしなくてもいいような気がするのですが。

牛島委員 私はそのとおりだと思っています。

渡邊幹事 ちょっと確認させてください。今、届け出すべき内容についての御議論をいただいていると思うのです。「4.」の(1)は、むしろ届出の方式をメインに書いているところでございまして、この文章をお読みいただきますと、「弁護士法人の場合と同様に」とある

「同様に」とは何が同様かと申し上げると、成立した旨を日本弁護士連合会及び所属弁護士に届けなくてはならないということ、その届出に際しては登記事項証明書と定款の写しを添えなければならないということなのです。ここでいう定款の写しには何が記載されているかといいますと、弁護士法30条の8の第3項に定款の必要的記載事項が規定されておりまして、目的、名称、法律事務所の所在地と順にあつて、第6号では「社員の出資に関する事項」と規定されているわけです。この「社員の出資に関する事項」といいますのは、出資の態様、つまり、金銭出資であるのか労務出資であるのかといった態様の別のほか、金銭出資である場合はその額が含まれるものと解されておりまして、したがって、弁護士法人の場合と同様の届出の方式による場合には、少なくとも金銭出資の場合の額については定款に記載されていることとなりますので、そのような情報は、この成立の届出を通じて日弁連や所属弁護士が把握することになるという理解でいるわけです。

先ほど、日弁連の会則等で届出すべき内容の在り方について御議論いただければよいという議論がありました。法務省幹事の方で説明すべきなのかどうか分かりませんが、そのことについて若干補足的に説明しますと、日弁連の会規には「弁護士法人規程」というものがございまして、お手元にある「日本弁護士連合会関係法規集」でいきますと308頁でございまして、第6条第1項を御覧いただくと、「弁護士法人は、成立のときから2週間以内に、前条第1号から第7号までに掲げる事項を、本会に届け出なければならない。」と規定されていまして、「前条」、すなわち第5条のことですが、第5条第1号から第7号までにいろいろ規定されているのです。いまされている御議論は要するに、法律事項としては弁護士法人の場合と同様でいいのだけれども、これとは別に、日弁連の会規で届出すべき内容を定めるべきであり、その場合には、弁護士法人の規程と同じような考え方で届出内容の在り方を日弁連でいろいろ御検討されればよいと、そのような位置付けでよろしいのでしょうか。

牛島委員 (1)だけの話ですか。

渡邊幹事 はい。

牛島委員 私はそういうことだと理解しています。

渡邊幹事 そういう意味では、(1)の本文としては「P」以降を記載する必要はなくて、「(注)」の中で、今私が申し上げたような趣旨のことを記載させていただければよろしいということなのではないでしょうか。

牛島委員 その場合には、(1)の「P」の中にある1行目の終わりから2行目の始めの「外部の無資格者からの独立性を確保する必要性が一層高いとして」の部分はどうなるのですか。

渡邊幹事 済みません。若干舌足らずでした。要は、届出すべき内容については、現行の弁護士法人制度においては、弁護士法人規程でその具体的な内容が定まっているのだけれども、これと同様に、今回の場合もそういった問題意識があったことを踏まえて、その内容の在り方について検討することを予定しているとか、そういうような記載振りでよろしいのかどうか、ということです。

牛島委員 「そういった問題意識」というのは。

伊藤座長 「そういった問題意識」というのは、ここに書いてある言葉でいえば「B法人については外部の無資格者からの」云々と、この問題意識のことですね。

牛島委員 分かりました。そして特に「P」という形あるいは少数意見という形にしないで、本文をまとめることができるのではないかと。出井幹事がおまとめになったのと同じことに

なりますね。私は出井幹事の言われたことが同じという御趣旨で、そのとおりだと思っています。

出井幹事 今のは本文に入れておく必要はありますか。「(注)」でよろしいのではないのでしょうか。

牛島委員 それは、「P」という、「P」というのはそもそも何の略なのですか。

出井幹事 ペンディングです。

牛島委員 私は、それは幹事の方がいろいろと御検討になられて座長とお決めいただければよいことだと思います。

伊藤座長 場所に関してはですね。

牛島委員 はい。

伊藤座長 どうぞ、中川委員。

中川委員 「P」の部分は「(注)」の方で書かれるというのは、私もそれでよいと思うのですが、例えば議決権の有無についても届けるか届けないかという問題は、牛島委員は独立性の確保が大事だからとおっしゃるのですが、私は別の観点からあってもよいのかなと思ったものですから、ここの理由付けについては多数意見も、そういう理由で例えば議決権の有無というものを届出事項の中に入れるということの理由を、外部の無資格者からの独立性を確保するという事まで一致したとはちょっと言えないのかなと思いますので、あくまで、「P」の部分を(注)で書かれるにしても、これは少数意見としてのものであるという前提でお書きいただければと思っております。それはそれでよろしいですね。

伊藤座長 それはそういう御趣旨ですよ。全体の意見がここで「P」と書いてあることについての認識が一致して云々という、そういうことではなくて、こういう内容の有力な少数意見があったということを表記すればいいということですね。

牛島委員 本日現在も少数意見であれば、これは皆様のお決めになることで、私が決めることではございません。

伊藤座長 従来の審議の状況からすると、有力ではあるけれども大方の意見というわけではなかったように思いますが。

牛島委員 ただ、具体的にどこまで書くかということになりますと、いろいろな問題があるかと存じますが、独立性という観点を加味して考えるべきだということは必ずしも孤立した意見ではなかったような気もいたしますが。

伊藤座長 いえ、「孤立」というふうには申しておりません。

柳幹事 従前、この中間取りまとめを見たときに理解していたのは、「4.」の(1)というのは法律で基本的に定める事項だというふうに認識していたわけですね。ですから、日弁連の会規・会則については特段触れていないという理解でいたわけです。今回は、例えば「(注)」の中に、では日弁連の会規・会則で別途定めるというふうなことを書くということになりますと、まず考えなくてはいけないのは、書くこと自体について、それがまずここで検討すべきであると、そこまでは少なくとも、先ほど渡邊幹事から弁護士法人規程というのがあって、別途こういう規程があるのだということ御紹介がありましたので、もちろん、今度B法人をつくとすれば、こういう規程は別途つくられる可能性もあると。そういうことであるとすると、慎重に検討すべきである、そういうふうなことまではここである程度一致しているというふうに理解できるのでしょうか。仮にそうだとすると、更に独立性とかと

いう理由付けでもって、よりB法人について何らかの規定を設けるべきだというのは更にそこから枝分かれしてくると、こういう理解なのでしょうか。

もともと、この理解というのは、法律だけの議論だと思っていたので、ここでは本文の中では少数意見があってもなくてもというふうな、それは法律の規定の仕方なのかなど思っていたのですが、もし脚注の中で日弁連の会規・会則で書くことは少なくとも慎重に検討すべきであるということが何らかの形で盛り込まれるというふうな形になりますと、もう少しその辺を、皆様の御意見を確認しておきたいと思えますけれども。

伊藤座長 今の柳幹事の御発言は、(1)の柱書きというのか本体というのか、これは問題ないわけですよ。

柳幹事 ですから、「P」の上の部分はですね。

伊藤座長 その「P」の部分の取扱いについて、仮にこういうことの内容を、この本文であれ、あるいは(注)であれ、書くことになると。

柳幹事 仮に本文に書くなら、これは法律事項で書くということだと思えるのですが、脚注で書くということで先ほどずっと議論を進めていたのですが、そのときの脚注で書くというときの御提案としては、どちらかという、弁護士会の会規・会則でやるのかなというように御発言しなかったものですから、そうすると、日弁連の方で考えなくてはいけないのかなと。

伊藤座長 それはそうだと思いますが、ただ、あくまで、先ほど牛島委員から「孤立した」というのは、ちょっと御謙遜に過ぎるかと思えますけれども、こういう考え方であると、あるいは主張されたということを書き添えて、それに対して日弁連などが適切な対応をすることが望まれるという内容の意見でしたと書くだけでいいですね。

出井幹事 もう少しはっきり申し上げると、今、柳幹事から申し上げたように、日弁連の会規・会則の問題であるとすると、中川委員は、それでも少数意見というふうに位置付けてくれというふうにおっしゃったのですが、日弁連の会規・会則の問題を少数意見として

「(注)」であれ、本文であれ、書くというのは日弁連としては避けたいということです。そこは多数、少数ということではなくて、そういう意見があったと、日弁連の方で検討をする、そういうふうな取りまとめに日弁連としてはしていただきたいと思っています。

伊藤座長 表現の問題かもしれませんが、少数意見という形で表記すると、要らざる誤解を招くと。したがって、もちろん、しかし、それがここで的一致した意見というわけではないので、このような内容の意見が主張されたという客観的事実をそのまま書いて、それが多数だとか少数だとか、余計な評価的な表現はしないでほしいと、そういうことです。

出井幹事 法律の問題でしたら多数少数というのは当然のことだと思いますが、会規・会則の問題をここでそういう形で議論することはいかなるものかと思えますので。

佐瀬委員 私も今と同じような意識を持って読んでいました。ただ、結論としては逆のことを言っておられるようなので意見させていただきたい。「少数意見ではあるが」と書いてあるのは、法律上定めるのだという意味に私はとらえたのです。前からあるように、法律上、例えば今ある日弁連の30条の10という成立の届出については、成立の日から2週間以内、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を連合会に届けなさいと書いてあるわけですが、そこに例えばこういう少数意見を取り入れることになると、「そのほか、日弁連で定めた事項」という内容を条文に入れる、ないしはもう少し細かいことを書くのかなと

いう気がしたのです。しかし、本文の方は法律の条文に入れることまでは必要ないよということで、少数意見がもし法律に関係しないことであれば、「(注)」に回すべきではないかと思えます。ややこしいので、これが法律意見ではないのであれば、「(注)」で説明すべきだなという気がするのですね。そうすると、今言ったような混乱を招かないですむと思えます。今法律の規定内容のことを議論しているのだらうと思えますので、混乱を招かない整理が必要だと思えます。

牛島委員 これは私が恐らく申し上げたことだろうと存じます。私はそのときに法律のつもりで言っているかと言われて、そのとおりであるということをお申し立てして、今、佐瀬委員と同じ趣旨を私、同じことを繰り返して恐縮でございますが、法律をどうすべきであるということについては座長から言葉についても御指導をいただきましたが、少数意見であるということとは自ら認めざるを得ないところでございますが、これは法律をどうするかということでありまして、法律の中に私が申し上げたようなことを入れることについては少数意見であった。しかし、これを法律に入れないということになりますと、中川委員もおっしゃられたように、日弁連の会規・会則でやる。その点については、私は日弁連の会規・会則をどうすべきかという議論はないわけでございますから、私は日弁連の会規・会則ということについては少数意見ではなかった。多数意見であったかどうかは別として、少数意見ではなかったというふうに理解しております。

したがって、結論としては、佐瀬委員が言われたように、「(注)」に入れていただいて、本文には入れないということは一つの解決なのかなという気がいたします。

伊藤座長 ただいまの御意見を承っていますと、背景にある認識が完全に一致しているかどうかは分かりませんが、「P」に書いてあるような内容を「(注)」に移して、これこれこういう内容の意見がこの研究会で述べられたという形で表記するというのが適当であろうということですが、その点はいかがですか。弁護士会の委員のいろいろお考えになっていることを、私正確に理解している自信はないのですけれども。

中西委員 今言われたような形だと、日弁連に対するメッセージとして、少数意見に書いてあるような意見があったと。まあ、「少数意見」と書かないということですから、「そういう方向で考えて」みたいな感じに読み取れるような気がするのですけれども。

松木委員 今の皆さんの御意見を伺った中で、(1)の「P」ということで見ているのですが、日弁連との関係ということになると、(2)の方が指導監督ということでまとまってくるので、むしろ、Pのところの趣旨みたいなものを(2)の方に入れてしまうということで行くと、何か解決策にならないでしょうか。

佐瀬委員 (2)にすると、私はもっと意見があつて、(2)の方は、本来削るべきではないかなというふうに思っているものですから、(2)の方に入れられると困るなと思えます。(2)の方を先取りして言いますと、「対して」というのは日弁連と所属弁護士会に対し、当該調査への協力を義務付けるだとか、そういう日弁連に対してだとか、単位会にそういうことの規定を義務付けるというのは、この研究会では言いにくいのかなという気がしているものですから、そこに入れられてしまうと困ると考えています。

伊藤座長 義務付けるのは、「これらの者」ではないですか。

佐瀬委員 「これらの者」に対して義務付けることを日弁連の会則だとか会規でつくりなさいということですよ。

伊藤座長 では説明してもらいます。

渡邊幹事 この文章の1文が長いものですから、読みにくいという御指摘ならごもっともかなと思います。この文章は、日本弁護士連合会の会則・会規等を設けることが望ましい、というものであって、決して義務付けるものではないのです。それで、どのような内容が望ましいかという、一つは、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対し、B法人の社員に対する調査権限を付与すること、もう一つは、これらの方々に対して当該調査への協力を義務付けること、こういったことを内容とする会則・会規等を設けることが望ましいということなのです。

なぜ、このような取りまとめがされ、このような書振りになっているのかは、このような議論がされるに至った経緯、端緒をおさらいする必要があります。B法人制度の在り方、具体的な規制の在り方について御議論いただいた際に、外国法共同事業に係る監督の現状等もきちんと議論した上で、その監督の在り方についても併せて検討すべきであるといった御指摘がありました。そのような御指摘を踏まえて、外国法共同事業に係る監督の在り方等について様々な御意見があったところです。特に一部の委員からは、国民が弁護士等に対する監督を日弁連や弁護士会の自治に委ねた趣旨から考えると、日弁連はもっと責任をもって監督してもらわないと困る、頑張っていたきたい、というメッセージもあったのです。

そういった御意見などを踏まえて取りまとめがされ、このような書振りをさせていただいているのです。ところが、本日の議論をお聞きしていると、どうもその辺りがはっきりしません。まず、案のような内容のことを、この本文に入れるということ自体はよろしいのかどうかを確認させてください。

佐瀬委員 (2)の方に行ってよろしいですか。

伊藤座長 はい。

佐瀬委員 文が長いからというので、解釈の仕方があるのかもしれないのですけれども、私は、こう書いたらいいのかと。座長が始めに案を出してくれということと言われていたので、考えたのは、趣旨として、「現在外国法事務弁護士及び外国法共同事業に対する調査の在り方だとか外国法事務弁護士の協力の在り方等を参考にしつつ弁護士会で検討すべきだ」とか「すべきことが大方の意見の一致を見た」とかいう書きの方が、誤解がないという気がするのですね。

伊藤座長 ただ、今までの審議の経緯からすると、その程度の表現でよろしいのでしょうか。

佐瀬委員 もう少し付け足してよいのですが、ただ、最終的な結論の部分としてはそういうことでよいのではないかと。

下條委員 私も同じような意見で、これはあくまでもパブリックコメントですから、法律の在り方についてどうするかをパブリックに問うているものです。日弁連の規則をこういうふうを書くことについて、パブリックコメントの対象とするのは、ややちょっと的外れかなという気がします。書くとすれば、いろいろな会則については「日弁連にゆだねることにした」とか、そのような形になるのかなと思います。法律でどこまで書くかという問題ですから、日弁連の会則でどこまで書くかをパブリックコメントに付するというのは、ちょっと筋違いなかなという気がいたします。

伊藤座長 そうすると、調査権限を付与するか、調査への協力を義務付けるというような内容については記載しないということですか。

下條委員 あるいは日弁連の会則にゆだねると。

伊藤座長 義務付けるかどうかについては日弁連の会則にゆだねると、そういう表現ですか。

下條委員 はい。

伊藤座長 どうぞ、杉山委員。

杉山委員 意見を聞いていると、そういうふうを書くとは分りにくいのですよね。パブリックコメントというのは、一般の国民に対して意見を求めるわけですから。もちろん、法律にどういうふうで反映させるかということは主目的ですけども、何でもかんでも省いてしまうと研究会の趣旨は伝わらないです。法律家だけではなくて、一般国民に対して研究会はこの問題についてこういうふうを考えているのですよ、ということを問うわけですから、私は具体的に書くべきだと思うのです。

前回は申し上げたのですが、新しい法人をつくるということについて、委員の方から「本当に大丈夫なのか」「いろいろな弊害措置をきちんと講じないで大丈夫なのか」という意見があったわけですから、日弁連という専門職の自治組織がきちんとやるのが今回はポイントなわけです。それに対して、研究会もきちんとメッセージを出すということは、別にどうのこうのというのではなくて、激励する意味でも、私はよいのではないかなと思うのですけれどもね。そういう意見です。

伊藤座長 ありがとうございます。

今までのここでの議論も、恐らくそういう内容でされてきたと思うのです。正にこういった会規・会則において、これこれ、こういうことをすることが望ましいというのは大方の意見の一致であったと。そこは恐らく委員の間に何の認識の食い違いもないと思います。

佐瀬委員 今言った点は、（注19）を見ると、すごくよく書かれていると私は思うのですね。例えば結論部分でしょうけれども、「日本弁護士連合会及び弁護士会においては、弁護士及び外国人弁護士に対する指導・監督権限が付与された本旨に則り、外国法共同事業及びB法人に係る指導・監督の実効性を確保するための方策について、継続的かつ真摯に検討していくことを要望するものである」と、ここまで書いているわけですから、その（注）で十分なのではないかなという気がします。今の要望はですね。この注と同じ内容をどこに記載すべきかに関してはお任せします。

杉山委員 （注）が長いのですよね。一般の人は本文を読み、それで（注）を読むのですけれども、（注）もまた長い。それから、法律問題ですから正確に書いているわけで、非常に分かりにくいのですね。文章が長い。それから、言葉遣いについて、難しい言葉が多いのですね。「法的需要」だとか「内部的執行」だとか。パブリックコメントに出すわけですから、そこら辺の言葉は工夫してほしい。文章についても、私が新聞社のデスクでしたら相当直します。やはり区切ってほしいのですね。「何とかであるが、何とかである」とかそういう文章は使わないで、「何とかは、何とかである」と簡潔にする。こうだというふうで文章を区切っていただくと、一般の方は頭に入りやすいのかなと思います。これは技術的な話ですけども、そういう要望です。

伊藤座長 分かりました。

いかがでしょうか、今杉山委員がおっしゃったように、表現などについては工夫する余地があるかと思いますが、ここで（2）の本文というのか、柱書きというのか、「P」の上のところですね、書かれていることが、ここでの一致した意見ではなかったという御指摘では

ないように思いますので、そうであれば、杉山委員の言葉をかりれば、日弁連に対して是非頑張ってくださいという趣旨の内容であると。それほど、何かそれによって、ここでの議論の内容がゆがんで伝えられるとか、そういう心配はないように思うのですけれども。

佐瀬委員 私もおよそそれでよいと思いますけれども、ただ、誤解をされないように、もう少し文章を考えていただきたい。要望だとしても、日弁連にそういう義務付けをしていると読まれないような形にしていきたい。

伊藤座長 その点は佐瀬委員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、そこは幹事に工夫していただいて、正確にはもちろん理解していただければ問題ないのですが、万が一にもそういう誤解が生じないように、かつ杉山委員のおっしゃるような分かりやすさも加えて、表現は若干工夫していただけますか。

そこは、そういうことでお任せいただくことにして、その上で、「P」はどうでしょうか。

出井幹事 そうすると、「4.」の(1)から確認していきませんが、「4.」の(1)の「P」は、先ほどの御懸念を踏まえると、これは法律のことを議論しているのだということを確認した上で少数意見として(注)に残すということによろしいですか。そうすると、別に、日弁連の会規・会則の問題ではないということなので。

もう一つ、仮にそこで少数意見になったとしても、日弁連の会規・会則でどういうふうにするかということはまだ余地は残るわけですから、その趣旨は(注19)にも書いてありますし、それで日弁連としては対処できるのではないかと思います。

伊藤座長 「4.」の(1)の「P」の取扱いについて、ただいま、出井幹事からの整理の発言がございましたが、それでよろしいでしょうか。

牛島委員 しつこいようで恐縮です。私は賛成でございます。ただ、法的レベルに上げるということについては、必ずしも大方の賛成を得なかったという趣旨が明らかになるという意味で、出井幹事のおっしゃったことに、私はそのまま賛成でございます。

私は、「P」で書いていただいたことを法的なものとして明確にすべきであるという趣旨を申し上げて、それが少数意見という形で書いていただいたのかなと存じております。したがって、そういう発想そのものが駄目なのだとすることを、どのようなレベルでも駄目なのだとことを大方の方から反対をいただいたということではなく、法律にするということについては反対をいただいたと、残念ながらですが。ということが明らかになるように是非お願いしたい。出井幹事のおっしゃった中には明らかであったと存じますので、是非そのようにお願いできればと思います。賛成でございます。

伊藤座長 ではその点について渡邊幹事から。

渡邊幹事 趣旨は分かりましたけれども、そのことは(注)の方で書いて差し支えないという認識でよろしいのですか。

牛島委員 それはどのような形でも結構です。少数意見でございますから、どちらでも。

中川委員 確認なのですが、会規・会則でお決めになる分にはよいと思うのですが、それをまた(注)で書いてもよろしいということですか。

出井幹事 会規・会則のことを(注)に書くという趣旨ではありません。

中川委員 会規・会則については触れないということによろしいのですね。

出井幹事 はい。

伊藤座長 よろしいですね。「P」の内容、表現についての若干の修正はあるにしても、それはまず（注）に移して、かつ少数意見の趣旨は、法のレベルでそういう内容を定めることについては少数意見であったと。あるいは少数意見としてこういうことが述べられたということ误解されないようにはっきり書くということによろしいですか。

牛島委員 ありがとうございます。

伊藤座長 ではそれはそういう扱いにいたします。

出井幹事 「4.」の（2）ですけれども、先ほど佐瀬委員、下條委員から御発言ございましたが、日弁連の幹事としては、「4.」の（2）の本文に書いてあるぐらいのことであれば、杉山委員のおっしゃったような御趣旨で、本文に入れていてもそんなに違和感はないのではないか、幹事としてはそういうふうに思います。

問題は、「P」のところなのですが、「4.」の（2）は、ほぼ会規・会則の問題ということになりますので、先ほど申し上げたように、会規・会則の問題について多数意見、少数意見という形で取りまとめがなされるのはなかなか障害があるのではないかと思いますので、このところを工夫いただければと思います。

伊藤座長 「P」に関しては、先ほど、これは不要であるという御意見を二、三の方がおっしゃいましたが、もしそれに対して是非これを維持しなければという御意見がなければ。いかがでしょうか。

出井幹事 （注19）にかなり盛り込まれている話ですので、あえて「P」のところを本文でも、あるいは項中でも改めて書く必要が果たしてあるのだろうかということなのですね。

牛島委員 私は、結論は賛成でございまして、むしろ、この「P」は、ミスリーディング。ちょっと言い過ぎですね。误解されかねない部分が否定できないと思いますので、むしろ積極的に削除すべきである。

それから、本文につきましては、私の考えは、法律としてこの部分は日弁連に任せようと、そういう法律をつくらうということをお知らせしてくださるとするのは、私の日弁連出身の会員でございますから、そういう意味では大変有り難い部分であるということで、むしろ積極的にあった方が有り難い、いいのではないかと私は思います。要するに日弁連の方で決めてよいのではないかと、こういう趣旨ではないかということだと思いますので、これは在るべきことではないのか。それを法律でも決めない、だれに任せるでもない、そうではなくて、法律は日弁連がそれをやりなさいということの方向感であると、これが国民へのメッセージであり、国民がそれを是とするかということなのだろうというふうに理解いたしますので、大いに結構なことではないかと思っております。

伊藤座長 「法律は」というよりも、「当研究会の大方の意見の一致としてこういうことが望ましい。」とか、日弁連に、「やってください」という趣旨が大方の意見だったのではないのでしょうか。

牛島委員 はい、もちろんでございます。

伊藤座長 そうしますと、本文というか、「P」の上の部分は一応このままの形で残して、「P」の部分に関してはこれを削除するという御異議はございませんか。

牛島委員 私は、本文の2行目、「外国法共同事業の場合と同様に」、これにちょっとこだわるのでございます。先ほどこれは長いという御批判もあったかと存じますが、これは無用ではないか。つまり、何らかのものを入れるという意味では外国法共同事業の場合と同様でも

あるし、単なる外弁個人についても同様であって、何も、外国法共同事業の場合と同様にと
いうことは、この場でも、外国法共同事業とどこが同様に、どこが同様にないかということ
について議論があったわけですから、かなうことであれば、これを外したところで
スコープが狭くなるわけでもないだろうと存じますので、私は外すべきではないかという御
提案をしたいと思います。

伊藤座長 分かりました。それでは、幹事から説明をお願いします。

渡邊幹事 (注19)の方で、外国法共同事業における現行の監督の仕組みについては御説明
しておりますので、そこは特にこだわりません。

ただ1点、本文は、会則・会規等において本文記載のような仕組みを設けることが望まし
いという趣旨の文章になっていますので、本文記載のような仕組みがどこから出てきたのか、
それは(注)を見ていただかないと分からない、そういう懸念があります。そういった点も
踏まえてもなお、それで差し支えないということであれば、幹事の方では削除しても構わな
いと思っております。

出井幹事 これは幹事間で協議をしますけれども、「同様に」というのをこの本文から削除
してしまって本当によいのかどうか。ほかのところは全部「同様に」と書いてあるのですね。
ここだけ「同様に」が抜けると、それは見栄えとしてはどうかというふうに思います。

今、渡邊幹事から御指摘があったように、(注19)の「3.」のところ、内容としては
正にこういうことなのです。「なお、多数意見においても」とある部分です。「外国法共同
事業の場合と同様に」というのを全く削除してしまうか、あるいは(注19)の「3.」の
記載の趣旨を入れて、若干付加的なものを「4.」の(2)の本文に入れるか、そこは検討
させていただきたいと思っております。

牛島委員 私は、結論としては結構だと思っております。(注19)というのは、大変よくで
きていると思っております。(注19)の「3.」の第1パラグラフの下から2行目に「基
本的に、外国法共同事業の場合と同様の仕組みを設けることが望ましい」と、「基本的に」
という言葉があって、そしてその後、「なお」というのがありますね。これは本文その
ものにあります「外国法共同事業の場合と同様に」という単純な書き方とは違って、そこに
ニュアンスがある。したがって、もし何か変えろとすれば、(注19)を本文に持ってくる
ということなのかとも思いますが、しかし、そこまでのことを私はするかどうかというのは
分かりませんので、それは追って座長に御一任申し上げればよいことであって、改めて、そ
ういう趣旨からも「外国法共同事業の場合と同様に」という、せっかく(注19)で適切な
表現がされていることが消えてしまうようなものは、出井幹事もおっしゃったことと私は同
じつもりで申しているのですが、ない方がよいのではないかと改めて申し上げます。

伊藤座長 そうですか。場合によっては、もちろん幹事にいろいろ工夫はしてもらいますが、
「外国法共同事業の場合と同様に」という言葉が残っても、それはそれでやむを得ないとい
うことまで含めて、お任せいただけますか。

牛島委員 私は異議ございません。

伊藤座長 どうでしょうか。よりよい表現、(注19)に書かれていることを生かすような、
よりよい表現が生まれれば、それはそちらに変えるということですが、最悪の場合にはこの
ままでということも絶対あり得ないわけではないということ。

牛島委員 それはもう座長を深く御信頼申し上げて、私一人の見解で恐縮でございますが、私個人に関しては申し上げたとおりです。

伊藤座長 そうですか。それでは、そういう趣旨を含めてお任せいただけるというのであれば、幹事の方々とよく協議して、実質としては（注19）に書かれているようなことが分かりやすく、かつ誤解なく理解していただけるような表現にという工夫をしてみるということでしょうか。

（各委員了承）

伊藤座長 それでは、大分時間が過ぎておりますので、審議はこの程度にしたいと思いますが、最後に確認だけさせていただきます。

「第1. はじめに」それから「第2. A法人制度について」、この点についても御意見いろいろございましたが、これはここに記載されている原案のとおりで、ということよろしいですね。

それから「第3. B法人制度について」も、いろいろ有益な御意見をいただきましたが、修正点としては、直前に議論がございました、「4. 」の（1）の「P」の部分の取扱いを（注）に移して、少数意見として法のレベルでこういうことを検討すべきであるという意見が主張された旨を記載する。それから、次の（2）に関しての「P」の部分は記載しない。それから、本文の部分の「外国法共同事業の場合と同様に」という部分に関しては、（注19）の記載内容を踏まえて、より適切な表現があるかどうかを検討して、最終的にはお任せいただく、こういうことだと思いますが、それで落としているところはありませんか。

それから、（注）の中で、先ほどの審議の冒頭に出ましA法人、B法人ということについては、しかるべき段階で検討するというような趣旨の記載をすることと、もう一つは、専門職法人との関係についても、これまでの審議の内容を踏まえた客観的な記述をするということをつけ加えさせていただきたいと思います。

ほかに何か、取りまとめに関して私の方で抜け落ちている点などがございましたら、御注意をお願いしたいと思います。

高中委員 今ごろになってということですが、この取扱いについては幹事、座長に一任させていただきますが、B法人は、一人法人は認めないのでしょうか。つまり、二人でなければいけないということになりますと、一人法人の例外なのですね。なぜこんなことを言うかという、実は東京弁護士会の職員研修を私はやったのですが、実際に一人法人がやたら多いのですよ。全体のシェアのかなりの部分を一人法人で占めているのです。これをつくるときに、将来、いわゆる、イソ弁の人をパートナーにしながら業務基盤を拡大するというポリシーだったのですね。ところが、弁護士法だけの法人になっていまして、行政書士法人、司法書士法人、みんな二人以上なのですよ。ところが今、規制改革の中で、行政書士、司法書士が一人法人を認めろというのが重要項目に入っています。それが小さな話のようで大きいものですから、これはどうなのかなと思って、ほかの法律を見てみたら、必ず外弁と日本の弁護士が1・1いなければいけないから、一人になったら6か月この状態を継続したら、当然に解散すると書いてあるのですね。でも、一人法人であっても、何年か後に、数か月後アメリカから呼んできてパートナーにすればクリアできる。どういう法人として設計するのもあったものですから、どうなるのかなと思いつつ、一人法人は専門職法人の割合でいうと結構売りののですね。この議論が落ちていたなと思っていたものですから、こ

れは書かなくても結構なのですが、ちょっと指摘だけさせていただきたい。

伊藤座長 分かりました。

高中委員 もう一つが、杉山委員のお話のもっともございまして、(注)を、もう少し短くしていただくと、今後の弁護士会の検討でも有り難いかなと思います。要は、あくまで制度設計を論ずるペーパーなものですから、法律がこうなっているというのは、ある意味では、記載しても素人には分かりやすく、専門家以外の人に分かりやすくという御趣旨も分かるのですが、もう少しコンパクトにさせていただくと有り難いかなという希望だけ、大変無理な注文ですがお願いしたいと思います。

深山委員 更に今的高中委員の発言に触発されて、前から考えていたことを一言申し上げますと、一人ずつの法人がどちらか一人になってしまったという場合に、弁護士だけだったら弁護士法人、外弁だけだったら純粋外弁法人となりそうですね。同様に、そもそも今ある弁護士法人が混合法人に移行するというようなこともニーズとしてあり得ると思うのです。このようにいわゆる法人の組織変更、これは会社法にもたくさんそういう手続はありますけれども、非常に難しいのです。難しいけれども、中身がどういう法人をつくるか決まらないうちに組織変更の話をしてもしようがありませんから、これまで全然議論になっていないのは当たり前で、今の中間取りまとめのときにはそれはそれでよいと思っているのですけれども、最終的に新たな法人形態をつくったときには、ある法人形態から別の法人形態への組織変更規定を設けるかどうか、あるいはルールをつくるかどうかという議論がきっと控えていますので、その際には、御検討をよろしく願います。

伊藤座長 これは事務当局にとっては難題ですけれども、御指摘ありがとうございました。

それから、表現に関しては、確かにおっしゃることも分かります。しかし幹事の立場だとまた正確にということもありますので、何らかの工夫ができるかどうか、検討はしてもらいます。

それでは、もし他に特別の御意見がなければ、本日はこれで閉会にいたしまして、次回はパブリックコメントの結果を取りまとめて、10月中旬ごろに研究会を開催する予定になっておりますが、今後のスケジュールの予定などについて事務局から説明をお願いいたします。渡邊幹事 前回も御説明しましたように、本日お取りまとめいただいた内容を踏まえまして、この資料25の案を修正いたします。その修正作業が終わり次第、直ちにパブリックコメントの手続を始めたいと思います。期間としては1か月を考えております。9月の中下旬ごろにパブリックコメントの手続が終わり、事務局において寄せられた御意見を集約する作業を行います。その上で、次回研究会においては、寄せられた御意見を踏まえて更に御議論をしていただきたいと思いますと考えております。

そのようなことを考えますと、次回研究会は10月中旬以降になるかと思っておりますので、事務局の方で適宜、日程調整をさせていただきたいと思っております。

伊藤座長 今後の予定、進行等について何か御意見、御要望などございますでしょうか。もし、特段の御意見がなければ、ただいま幹事から説明がありましたようなことで今後進めさせていただきます。

それでは、大変長時間にわたりましたが、本日はこれで閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—